

## IX 授産施設の収益事業に関する決算報告書の勘定科目解説（案）

1 貸借対照表

2 事業収支計算書

重要な経理基準

3 繰越金処分計算書

4 製品製造又は受注加工原価報告書

5 事業収支勘定科目内訳表

なお、収益事業に加えて福祉事業を合算して決算報告書を作成する場合を想定して、勘定科目の解説をすることにする。

## 1. 貸借対照表

大項目	小項目	解説
I 流動資産		1年以内に現金化される資産をいう。
現預金	現金	通貨、受取小切手、郵便為替証書および振替貯金証書などをいう。ただし、未渡小切手は預金として処理する。
	預金	金融機関に対する預金、貯金および掛金、郵便貯金、振替貯金ならびに金銭信託に限る。
受取手形	受取手形	得意先との間の通常の取引にもとづいて発生した手形債権をいう。ただし、金融手形を除く。割引、又は裏書譲渡した受取手形は、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額は、貸借対照表に脚注に記載する。
	不渡手形	不渡手形（不渡りとなった割引手形で買戻したものも含む）は、不渡手形の科目をもって別に掲載し、又は受取手形の内訳として、その金額を当該科目に付記もしくは注記する。ただし、その金額が僅少な場合はこの限りではない。
売掛金		得意先との間の通常の取引にもとづいて発生した事業取引上の未収入金をいう。商品・製品、受託加工などによって発生するものをいう。
有価証券		市場性のある有価証券で、一時所有のものをいう。この有価証券には、株式、公社債、受益證券などをいい、隨時現金化される有価証券で一時余裕資金を利用するためには所有するものをいう。市場性ある有価証券の評価には、原価法又は低価法を採用することとする。
商品・製品		授産事業で売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。商品・製品の評価には、原価法又は低価法を採用する。期末在庫の単価は、先入先出法、後入先出法、総平均法、最終法仕入法、売価還元法等によって計算する。
仕掛品		製品又は、受託加工品の生産のために現に仕掛け中のものをいう。仕掛け品の評価には、原価法を採用する。期末在庫の単価は、先入先出法、後入先出法、総平均法、売価還元法等によって計算する。
原材料		製品又は、受託加工の製造目的で消費される物品で、まだそのために消費されていないものをいう。原材料の評価には、原価法又は低価法を採用する。期末在庫の単価は、先入先出法、後入先出法、総平均法、最終法仕入法、売価還元法等によって計算する。

大分類	小分類	解説
貯蔵品		消耗品、工具器具備品等で、耐用年数が1年未満又は、その耐用年数が1年以上で相当価額未満のもののうち、取得の時経費又は、材料費として処理されなかつたもので、貯蔵中のものをいう。これには、入所者、職員等の食糧品の貯蔵中のものを含む。なお、重要性の乏しいものは、買入時又は払出時に経費として処理することができる。貯蔵品の評価には、原価法又は低価法を採用する。期末在庫の単価は、先入先出法、後入先出法、総平均法、最終法仕入法、売価還元法等によって計算する。
前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行なう場合、いまだに提供していない役務に対して支払われた対価をいい、これらは時の経過とともに、次期以降の費用となる前払家賃、保険料、支払利息などをいう。ない、重要性の乏しいものはこの経過項目として処理しないことができる。
短期貸付金		職員、入所者（障害者）等に貸付けた金額で、会計年度末日の翌日から1年内に返済を受けるものをいう。貸付金には手形による貸付を含むものとする。
未収入金	未収入金	通常の取引にもとづいて発生した売掛金以外の未収入金で1年内に回収されるものをいう。なお、施設会計と授産会計との合算会計を行う場合には、次の補助金も含む。
	措置費未収入金	国、地方公共団体などの国の規定する補助金の未収入金をいう。
	補助金未収入金	国の規定する補助金以外に地方公共団体、公的公益事業が独自に行なう補助金の未収入金をいう。
立替金		職員、入所者（障害者）、その他の者に対する一時的な立替をいう。
仮払金		その支出時に属する費目が明らかでなく、かつ、当該支出額が精算されることによって消滅する。
貸倒引当金		受取手形、売掛金などの売上債権、その他短期貸付金、未収入金などの短期貸付金の取立不能額を見積って引当てる。取立不能額の見積りには、取立不能が確定しているもの（貸倒損失として処理しなければならない）を除く。貸倒引当金の表示方法は、二つ以上の債権の総額に対して一括して記載する。ただし、取立不能見込額を当該債権から直接控除して記載すること妨げないが、この場合にはその見込額を注記するものとする。

大分類	小分類	解説
II 固定資産		現金化されるのに 1 年超を要する資産をいう。投資資金の回収、適正な期間配分、現在価値への整合性に観点から、土地を除き減価償却を行う。償却方法は、法人税法の基準に基づき、定額法を原則とする。自己資金取得分の減価償却は費用計上するが、補助金等の助成による償却は基金と相殺する。
(1) 有形固定資産		
土 地		収益事業のために使用する土地の購入代金およびその整備のための支出をいう。ただし、土地は定款に記載された基本財産で減価償却の対象でないので、本部会計で処理する。
建 物		収益事業のために使用する建物の購入代金及び大改修により建物価値の増加部分をいう。建物は定額法により償却をする。
建物附属設備		冷暖房、照明、通風、昇降機、厨房装置等の附属設備をいう。建物附属設備は定額法により償却をする。
構 築 物		塀、道路舗装、貯水池、フェンス、その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。建物は定額法により償却をする。
機 械 装 置		収益事業のために使用する機械及び装置ならびにコンベア、ホイスト、起重機等の運送設備、その他作業用機器等の附属設備をいう。機械装置は定額法により償却をする。
車 輛 運 搬 具		自動車、その他の陸上運搬具をいう。車輌運搬具は定額法により償却をする。
工具器具備品	工 具	金型、型、切削工具、測定工具等をいう。工具は定額法により償却をする。
	器 具	生産用器具をいう。器具は定額法により償却をする。
	備 品	事務用機器を含む什器及び備品をいう。備品は定額法により償却をする。
建設仮勘定		収益事業のために使用する建物、構築物、大型機械装置等の建設に要する支出及び当該建設のために充当した材料であるが、期末に当該建物、構築物、機械装置等が完成しない場合の仮の集計項目である。建設に要する支出には、建設のための手付金、前渡金が含まれる。
減価償却累計額		有形固定資産を償却した場合には、減価償却累計額を記載する。この場合、各有形固定資産項目は、減価償却累計額を直接控除した金額を記載し、減価償却累計額は、貸借対照表の脚注表示する。各科目ごとの減価償却累計額は明細書に明示する。

大分類	小分類	解説
(2) 無形固定資産		
借地権		借地借家法にもとづく借地権で、有償又は受贈により取得したものという。
(3) 投資その他資産		
投資有価証券		投資目的で所有する有価証券をいう。この有価証券は、株式、公社債、受益證券などを含む。市場性ある有価証券の評価には、時価法を採用することとする。
長期貸付金		職員、入所者（身体障害者）などに貸付けた金額で期末の翌日から1年を超えた日以後に返済期限が到来するものという。
特定預金	長期修繕引当特定預金 退職給与引当特定預金 人件費積立特定預金 設備等整備積立特定預金	将来の長期修繕の支出に備えるために準備した特定預金で、期末の翌日から1年超の解約の目的で預金するものをいう。 職員、入所者の退職金の支出に備えるために準備した特定預金で、期末の翌日から1年超の解約の目的で預金するものをいう。事業団等への退職準備掛金相当分ではない。 職員、入所者の人件費の支出に備えるために準備した特定預金で、期末の翌日から1年以上の解約期日の到来するものをいう。 将来の設備等の購入支出に備えるために準備した特定預金で、期末の翌日から1年以上の解約期日の到来するものをいう。

大分類	小分類	解説
Ⅲ 流動負債		1年以内に弁済或いは支払期日が到来する債務等をいう。
支 払 手 形	支払手形	仕入先との通常の取引にもとづいて発生した授産事業の手形債務をいう。ただし、金融手形は含まない。
	設備 支払手形	設備の建設、固定資産の購入などのために発生した手形債務をいう。支払手形と区分する。
買 掛 金		仕入先との通常の取引にもとづいて発生した授産事業の未払のものをいい、原材料、貯蔵品などの未払額をいう。
短期借入金		収益事業の管理経費や在庫の保有にあてるため、金融機関ならびに公的機関（社会福祉振興会、社会福祉協議会等）からの借入金で、期末の翌日から1年以内に返済するものをいう。
未 払 金		契約にもとづく未払額をいい、入所者（身体障害者）、職員等の食料品（食料材料、調味料）等の未払額をいう。
未払費用		一定の契約にしたがい継続して役務提供をうけるとき、役務の提供が完了しているにもかかわらず、その代価の支払が終了しない未払電気、ガス、水道、電話料、修繕費、給与、翌期支払の当期負担賞与などをいう。
前 受 金		製品販売の前受、受託加工費の前受等をいう。
預 り 金		職員、入所者（身体障害者）等の源泉徴収税、市長村民税、社会保険料などの預り金および退職掛金の一時預り金の額をいう。
修繕引当金		設備や機械装置等の修繕で、毎期継続的に支払が発生する金額で、当該会計年度で負担しなければならない修繕の見積り額を計上することができる。
本部会計勘定		本部会計と授産会計とのすべての取引が経由する勘定である。例えば、本部が補助金收入で機械装置等を購入した場合、当該勘定を経由して、授産会計に計上されることになる。 なお、施設会計と授産会計との合算会計の場合には、本部に授産会計勘定、施設会計勘定を設けるが、授産施設合算会計では、本部会計勘定のみを設けることになる。

大分類	小分類	解説
IV 固定負債		1年を超えて弁済或いは支払期日が到来する債務等をいう。
長期借入金		授産施設の建物等の設備資金や経常的な固定資金に充てるため、金融機関ならびに公的機関(社会福祉振興会、社会福祉協議会等)からの借入金で、期末の翌日から、1年を超えて弁済されるものをいう。ただし、当該借入金で1年以内に弁済されるものは、短期借入金に含める。
長期修繕 引当金		建物等の設備で、将来にわたり多額な修繕が見込まれるものについて、将来の支出に備えるために準備するものをいう。当該会計年度が負担する金額を引当てる(事業収支計算書の「事業収支の部」、又は製品製造又は受託加工原価報告書の「経費」に計上)。この取崩しには、目的取崩しと目的外取崩しがあり、前者は、支出経費と直接相殺し、後者は、事業収支計算書の「特別収支の部」に計上する。なお、当該金額に見合う特定預金を資金として準備することができる。
退職給与 引当金		授産施設が定める退職給与規程により、当該会計年度末に退職給与として支払うことが見積られるもので、退職金掛金総額を超えるものをいう。当該会計年度に発生する退職給与要支給額を引当てる(事業収支計算書の「事業収支の部」、又は製品製造又は受託加工原価報告書の「労部費」に計上)。この取崩しには、目的取崩しと目的外取崩しがあり、前者は、支出経費と直接相殺し、後者は、事業収支計算書の「特別収支の部」に計上する。なお、当該金額に見合う特定預金を資金として準備することができる。
その他の 固定負債	長期未払金	契約にもとづく未払額をいい、支払が1年超にわたるもの
	長期設備手形	をいう。 設備の建設、固定資産の購入などのために発生した手形債務で、決済期日が期末から1年超にわたるものをいう。

大分類	小分類	解説
V 基本金		基本金とは、授産施設の総資産の額より総負債の額を控除した正味財産の額をいい、収益事業基金、積立金と当期末処分繰越金からなる。
収益事業基金		<p>授産施設は、次のものを収益事業基金として、事業収支計算書の「特別収支の部」、及び繰越金処分計算書の「未処分繰越金処分額」を通して繰入処理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設立当初の寄付行為により取得した資産に関する寄付金額</li> <li>2. 設備資金として受領した国及び地方公共団体等からの補助金や助成金の額</li> <li>3. 寄付者の意志により、永久に保持運用すべき特定の基金等の受領額</li> <li>4. 社会福祉法人の目的とする諸活動の規模もしくは範囲の拡大、又は経営の質的向上もたらすために取得した資産の取得価額又はその資産を取得するための金銭の受領額</li> <li>5. 当期末処分繰越金のうち、理事会又は評議員会で決議した金額</li> </ol> <p>なお、収益事業基金がそれぞれ上記の役割の経過とともに減少し、その役割を終了した時には、収益事業基金は取崩され(事業収支計算書の「特別収支の部」に計上)、当期末処分繰越金に関する理事会又は評議員会の決議を経て、収益事業基金又は積立金に繰入れられる。</p> <p>施設会計の基金は、福祉事業基金と称し、会計処理は収益事業基金と同一である。</p>
積立金		<p>理事会又は評議員会の決議により授産施設の収益事業の未処分繰越金を積立てたもの(当期の「未処分繰越金処分額」で計上)をいう。この取崩しには、目的取崩しと目的外取崩しがあり、前者は、事業収支計算書の「特別収支の部」に計上し、後者は、繰越金処分計算書の「増加額」に計上する。</p> <p>下記の積立金以外でも目的を明示して積み立てができる。</p>
	人件費積立金	職員、入所者(障害者等)の将来の支出人件費に関して特別な目的で積立てた金額であり、事業目的及び金額により適切に計上し、当該金額に見合う特定預金を資金として準備することができる。
	設備等整備積立金	授産施設の設備等のために、将来の改善又は整備の目的で積立てた金額であり、設備計画に基づき適切に計上し、当該金額に見合う特定預金を資金として準備することができる。

## 2 事業収支計算書

大分類	小分類	解説
<収益事業収支の部>		授産施設の収益事業に関する経常的に発生する収入・支出を対比し、収益事業収支差益（差損）を計算するための区分である。
売上高又は受託加工収入		仕入商品の売上、製造した製品の売上、さらに得意先より受託を受けた加工収入をいう。
内部売上高		複数の施設を運営している授産施設で、ある授産施設が元受けになり、他が下請けになって加工している場合の内部取引で、下請けとしての売上高をいう。 なお、授産施設全体の総合事業収支計算書を作成するときには、内部売上高と内部外注加工費とは、相殺消去される。
売上原価		売上高及び受託加工収入に対応する仕入商品、製造した製品、受託加工の事業原価の総計をいう。
	期首製品たな卸高	前期末に完成したが販売先に出荷していない製品及び仕入したが前期末に在庫している商品在庫金額をいう。
	当期仕入高	加工することなく、販売先にそのまま引き渡すために仕入した商品の総額をいう。
	当期製品製造又は受託加工原価	当期に製造した製品又は受託加工して完成した部品・サービス等の総額をいう。その明細は、「製品製造又は受託加工原価報告書」で詳説する。
	期末製品たな卸高	当期末に完成したが販売先に出荷していない製品及び仕入したが当期末に在庫している商品在庫金額である。
販売費及び一般管理費		製造した製品や受託加工した部品・サービス等の受注や販売のための費用、収益事業全般を継続的かつ効率的に管理運営しするための費用の総額をいう。製造や加工のために要した費用とは明確に区分しなければならない。これらの区分が困難な費用の場合には、適切な基準をもうけて両者に按分する必要がある。

大分類	小分類	解説
<福祉事業収支の部>		施設会計と授産会計とを合算した事業収支計算書を作成する場合に、収益事業と国から公的助成を受けて行う社会福祉事業とは明確に区分して、事業収支を表示しなければならない。ここは福祉事業収支差益（差損）を計算する区分である。
委託事務費収入		国の規定する人件費と管理費等の補助金である。 その細目については、「事業収支勘定科目内訳表」で詳述する。
	一般事業費収入	国の規定する補助金で(国の基準)人件費と管理費の補助に分けられ、国、地方公共団体からそれぞれ、次のとおり使用目的を明確にして補助される。 <b>人件費補助金</b> 人件費として使用し、他の費目に流用することを禁止しており、補助の目的は、職員の処遇の確保にあるものである。人件費補助の対象になる人件費は、つぎのものをいう。 基本給、扶養超過(残業)、夜勤住居等手当、賞与、通勤、宿・日直手当、社会保険料事業主負担額等 <b>管理費補助金</b> 管理費の補助として支払われるもので、人件費、事業費に流用しても差し支えない。管理費の補助の対象になる管理費は、次のものをいう。 旅費、修繕費(管理事務所、入所者施設等)、管理費等、人件費以外の経費をいう。
	その他の事務費収入	寒冷地手当、事務用冬期採暖費、ボイラー技士給与、民間施設給与等改善費等をいい、施設ごとに1ヶ月の1人当たり単価が決定される。
委託事業費収入		入所者(身体障害者)の処遇に関する補助金であり、次のようなものがある。その細目については、「事業収支勘定科目内訳表」で詳述する。 <b>入所者食糧費</b> 入所者の賄材料代の補助で施設ごとに月額で決定される。 <b>日常生活費</b> 電灯、ガス、水道、燃料代の補助で施設ごとに月額で決定される。 <b>期末一時金扶助費</b> 正月の餅代の補助で毎年12月に1回支払われる。 <b>冬期加算額</b> 冬期の暖房代の補助で地区別に決定され支払われる。

大分類	小分類	解説
＜福祉事業収支の部のつづき＞		
運営費補助金等収入		<p>この補助金は、地方公共団体などが独自の名称を付けて行なう補助を行う関係上、種々多様な補助金がある。</p> <p><b>地方公共団体補助金</b> 国の規定する補助金以外に地方公共団体、公的公益事業が独自に行なう補助金をいう。</p> <p><b>公的公益事業補助金</b> これには固定資産取得のための設備補助金は含まれず、経費補助金のみが含まれ、公的公益事業補助金における公的公益事業とは、中央競馬会、船舶振興会、自動車振興会、自転車振興会等をいう。</p>
利用者負担金収入		入所者(身体障害者)、職員、その他の措置費の対象にならない者が負担する食費代の徴集代金をいう。
委託事務費		国の規定する人件費と管理費等の補助金に関する支出総額であり、その細目については、「事業収支勘定科目内訳表」の「福祉事業費内訳表」で詳述する。
委託事業費		入所者(身体障害者)の処遇の補助金に関する支出総額であり、その細目については、「事業収支勘定科目内訳表」の「福祉事業費内訳表」詳述する。
利用者負担費		入所者(身体障害者)、職員、その他の措置費の対象にならない者が負担する食費代の徴集代金に関する支出総額であり、その細目については、「事業収支勘定科目内訳表」の「福祉事業費内訳表」で詳述する。

大分類	小分類	解説
<収益・福祉事業外収支の部>		収益事業収支差益（差損）と福祉事業収支差益（差損）を受けて、上記以外の収支で、経常的に発生する収支・損益を表示・区分する。
寄付金収入		国、地方公共団体、公的公益事業以外からの寄付金で、経常経費の寄付金をいい、施設の増築、改築など授産施設の改良を行なうにあたって勧誘する寄付金は含まれない。ただし、増築、改築、改良に含まれない収益事業、福祉事業に対する軽微な設備の設置、これらの物品の寄付(受贈)は含まれる。 なお、授産施設の固定資産に計上される特定の物品の寄付、及びその取得のための金銭の授受は、寄付金収入であっても、「収益事業基金繰入」を事業収支計算書の「特別収支の部」に計上し、収益事業基金の対象にする。
受取利息配当金		収益事業に関する預金、貸付金等の利息をいう。
雑収入		収入のうち、収益事業、福祉事業のいずれにも属しない雑品、屑物の処分代金、入所者利用のための自動販売機・公衆電話手数料等をいう。授産施設の賃貸料収入等はこれに含めることができる。ただし、賃貸料収入が事業外収入の10%を超える時は、賃貸料収入として別掲するものとする。
支払利息割引料		収益事業のために必要な借入金利息ならびに手形割引料、資産購入の割賦利息等をいう。
雑損失		支出のうち収益事業支出、福祉事業支出のいずれにも属しない現金の過不足、金銭物品の盗難、罰科金等の経費をいう。

大分類	小分類	解説
<特別収支の部>		収益事業および福祉事業の収支差益（差損）を受けて、経常的な収支以外の特別又は非経常的に発生する収入支出、および引当金、積立金、収益事業基金等の繰戻線入を含む。
機械設備等整備補助金收入		国、地方公共団体、公的公益事業等からの設備等整備補助に関する補助金をいい、設備等の取得、増築、改築など授産施設の改良を行なうにあたって勧誘する寄付金も含まれる。なお、設備整備にあたり借入金で取得し、その後借入金の元本返済にあたり、元金補填の補助金がある場合もこれに含める。収益事業基金線入と対応する。
固定資産売却益		固定資産の売却による収益をいい、固定資産売却代金が固定資産期末現在高（固定資産取得価額マイナス固定資産減価償却累計額）を超える場合に発生する。
○○引当金目的外繰戻		短期及び長期の引当金を、その引当て目的以外のために使用した場合の、引当金の繰戻高をいう。なお、目的繰戻は、目的使用経費と直接相殺処理される。
○○積立金目的繰戻		人件費積立金、設備等整備積立金をその設定目的に使用した場合の、積立金の繰戻高をいう。なお、目的外の繰戻は、理事会又は評議員会の承認を得るために、繰越金処分計算書の「未処分繰越金増加額」として処理される。
収益事業基金繰戻		国、地方公共団体、公的公益事業等からの施設等整備補助に関する補助金で取得した固定資産の除廃却・売却があり、補助金の役割が終了した場合に、該当する収益事業基金残高を繰戻すことをいう。繰戻により増加した繰越金は、理事会や評議員会の承認を得て、積立金又は再度収益事業基金に繰入れることができる。いずれも、繰越金処分計算書の「未処分繰越金処分額」として処理する。
固定資産売却損		固定資産の売却により損失をいい、固定資産売却代金が固定資産期末現在高（固定資産取得価額マイナス固定資産減価償却累計額）を下回る場合に発生する。
固定資産除却・廃棄損		固定資産の除却・廃棄の損失をいう。固定資産期末現在高が当該金額になる。
収益事業基金繰入		国、地方公共団体、公的公益事業等からの施設等整備に関する補助金・寄付金等によって、設備等の固定資産を取得（増築、改築含む）した場合に、補助金に相当する金額を、収益事業基金に繰入れるものをいう。なお、固定資産を借入金で取得し、その元金返済に当たり、元金補填の補助金があった場合、当該相当額も同一の処理を行う。

## 重要な経理基準（案）

大分類	小分類	解説
重要な経理基準		収益事業の経理処理に当たり、いかなる経理基準を採用しているかを明示すること。
売上高又は受託加工収入の計上		収益事業活動による商品又は製品の売上、さらに受託加工収入をいかなる時点で計上するかを明確にする。例えば出荷基準等である。
有価証券の評価基準及び評価方法		取引所に相場のある有価証券について、評価基準は移動平均法、総平均法、先入先出法等のいづれかを採用し、評価方法は原価法又は低価法を採用するものとする。
たな卸資産の評価基準及び評価方法		商品・製品、仕掛品、原材料、貯蔵品の評価基準には、移動平均法、先入先出法、後入先入法、総平均法、最終仕入法等のいづれかを採用し、評価方法には原価法又は低価法を採用するものとする。
債権の評価基準		回収困難な受取手形、売掛金などの売上債権、長短貸付金、未収入金など債権の取立不能の見積もり額を引当てる。貸倒引当金の表示方法には、債権の総額に対して一括して記載する。なお、取立不能が確定した場合には、取立不能債権を直接貸倒損失として計上する。
固定資産の減価償却の方法		固定資産のうち償却対象資産の減価償却方法は、大蔵省令の規定する固定資産耐用年数により、次の通り減価償却費を計上するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、建物付属設備、構築物は定額法を採用する。</li> <li>・機械装置、車両運搬具、工具器具備品は、定額法を原則とし、定率法を選択適用することができる。</li> </ul> <p>なお、償却対象資産の減価償却は、まず、自己資金取得分（借入金取得も含む）を減価償却費として費用計上する。その後、補助金等取得相当分の償却を開始し、減価償却費相当分と収益事業基金を直接相殺することによって、費用計上を回避する。</p>
引当金の計上基準	修繕引当金	設備や機械装置等の修繕で、毎期継続的に支払が発生し、当該会計年度が負担する金額を見積もり、引当計上する。
	長期修繕引当金	建物等の設備で、将来にわたり多額な修繕が見込まれるものについて、将来の支出に備えるために、当該会計年度が負担する金額を見積もり、引当計上する。
	退職給与引当金	授産施設が定める退職給与規程により、退職給与として支払うことが見積られるもので、当該会計年度が負担する公的・私的機関への退職準備掛金を超えて必要な退職給与要支給額を見積もり、引当て計上する。なお、不足額がある場合には、過去勤務債務の繰入期間も明示する。

### 3 繰越金処分計算書（案）

大分類	小分類	解説
当期末処分 繰越金		前期繰越金及び当期繰越金の合計をいい、理事会又は評議員会の承認を受けて処分しなければならない。
未処分繰越金 増加額	人件費積立金 繰戻	当期末処分繰越金の増加項目であり、その処分に関し理事会又は評議員会の承認を受けることが必要であるものをいう。
	設備等整備積 立金繰戻	職員、入所者(身体障害者等)に対する将来の人件費の支払目的で積立てたが、その目的のために使用することなく取崩した額をいう。
未処分繰越金 処分額	収益事業の設備等に対して、将来の改善又は整備の支払目的で積立てたが、その目的のために使用することなく取崩した金額をいう。	
	人件費積立金 繰入	未処分繰越金が多額にある場合には、理事会又は評議員会の承認を受けて、特別な支出目的のために積立てし、基金繰入しなければならない。
	設備等整備 積立金繰入	職員、入所者(障害者等)の人事費に関して、将来の特別な支払目的で積立てる金額であり、事業目的及び金額により適切に計上することができる。
	収益事業 基金繰入	収益事業の設備等に対して、将来の改善又は整備の支払目的で積立てる金額であり、設備計画に基づき適切に計上することができる。
次期繰越金		当期末処分繰越金が多額に発生した場合、収益事業基金として繰入れ処理することができる。

#### 4 製品製造又は受託加工原価報告書（案）

大分類	小分類	解説
I 材料費	期首材料たな御高	収益事業に関する当該会計年度の材料の費消高をいう。
	当期材料仕入高	期首の材料在高をいう。
	期末材料たな御高	当期の主要材料、補助材料の仕入高をいう。
II 労務費		当期末の材料在高をいう。
	作業員給料	収益事業に関する当該会計年度の労務費をいう。
	職員給料	入所者（身体障害者）に支払う作業工賃をいう。
	職員法定福利費	収益事業に従事する職業指導員等の給料をいい国基準人員以外の者に支払われるものをいう。
	作業員、職員 福利厚生費	職員にたいする社会保険料の事業主の負担額をいう。
	職員・作業員賞与	作業員（入所者）、職員にたいする慰安、旅行、レクリエーション、慶弔などに要する費用をいう。
	職員・作業員退職 金・掛金・同引当 金繰入	職員・作業員に対する賞与及び、彼等に翌期支払予定であるが、当期に負担しなければならない賞与をいう。
III 外注加工費	外注加工費 (うち内部外注加工費)	職員・作業員の退職金、及び彼等の将来の退職のために、当期負担しなければならない退職金の掛金又は引当額をいう。
IV 経費		外部に依頼した工賃の支払額をいう。法人内部のその他の授産施設及び収益事業以外の福祉事業に支払われる額を内部外注加工費といい、内部外注加工費は内書にする。なお、複数の授産施設を合算した総合事業収支計算書を作成するときには、内部外注加工費と内部売上高とは相殺表示する。
	消耗工具備品費	収益事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。
	工場消耗品費	作業に必要な作業工具、金型等をいう。

大分類	小分類	解説
(原価報告書 「経費」つづ き)	水道光熱 燃料費	作業に要する動力、電力、ガス、水道、燃料（灯油、重油、ガソリン等）の経費をいう。燃料には、冷暖房用の燃料を含む。
	旅費交通費費	作業員、職業指導員の通勤手当、日帰旅費、出張旅費、宿泊料、日当等の経費をいう。
	通 信 費	切手、郵送料、電話料、送金料、取扱手数料等をいう。
	交際接待費	作業の指導のため外来者にたいする接待、慶弔、寄付金などの費用をいう。
	修繕費・ 同引当金	建物、機械、車輛などの部品取替に要する経費で、設備の使用期間の延長または、価値が増加するような資本的支出を除く。また、翌期の支出であるが、支出の原因が当該会計年度に発生し、明確な修繕のために引当てる額も含む。
	保険費	設備に付される火災保険料をいう。ただし長期保険契約で満期に掛金が返戻される部分に相当する金額を除く。その他自動車等の強制、任意保険料を含む。
	地代家賃・ 賃借料	地代および家賃、機械器具などのリース料等の支払をいう。
	図書・教育費	新聞、図書、印刷物の代金をいう。
	運 搬 費	材料、部品などの支払に要する引取運賃で外部に支払うものをいう。
	試験研究費	将来の製品開発や作業改善のための通常の試験研究をいう。
	減価償却費	費用収益の対応を適切に行い、費用配分の原則によって減価償却を行う。収益事業に活用する有形固定資産（建物、機械装置、工具器具備品等）に対する減価償却費をいう。減価償却の方法は、定額法を原則とし、定率法も選択できる。残存価額は備忘価額とする。耐用年数は大蔵省令の固定資産耐用年数による。
	雜 費	作業経費のうち、上記いずれにも属さないものをいう。

大分類	小分類	解説
(原価報告書 「経費」つづき)		
当期製造又は受託加工総費用		当該会計年度に発生した材料費、労務費、外注加工費、経費の総計をいう。
期首仕掛品 たな卸高		期首の仕掛け品在庫をいう。仕掛け品は、進捗状況に応じた材料費と加工費を加えて計算する。
期末仕掛け品 たな卸高		期末の仕掛け品在庫をいう。
当期製品製造 又は受託加工 原価		当期製品製造又は受託加工原価は、当期製造又は受託加工総費用に、期首仕掛け品たな卸高を加算し、期末仕掛け品たな卸高を減算して計算する。当該額は、事業収支計算書の「当期製品製造又は受託加工原価」と一致する。

## 5 事業収支勘定科目内訳表

### (1) 収益事業・福祉事業収入内訳表

大分類	小分類	解説
<収益事業収入内訳>		
売上高又は受託加工収入	○○売上高 ○○受託加工収入	外部の第三者に対する売上高や受託加工収入を、収益事業の製造・作業内容ごとに区分表示する。
内部売上高		複数の施設を運営している授産施設で、ある授産施設が元受けになり、他が下請けになって加工している場合の内部取引で、下請けとしての売上高をいう。なお、授産施設全体の総合事業収支計算書を作成するときには、内部売上高と内外注加工費とは、相殺消去される。
<福祉事業収入内訳>		
委託事務費収入	一般事務費収入 人件費補助金収入 管理費補助金収入 その他の事務費収入	国の規定する人件費と管理費等の補助金である。 国の規定する補助金で、人件費と管理費の補助に分けられ、国、地方公共団体からそれぞれ、使用目的を明確にして補助される。 人件費として使用し、他の費目に流用することを禁止しており、補助の目的は、職員の処遇の確保にあたるものである。人件費補助の対象になる人件費は、つぎのものをいう。 基本給、扶養、超過(残業)、夜勤住居等手当、賞与、通勤、宿・日直手当、社会保険料事業主負担額等 管理費の補助として支払われるもので、人件費、事業費に流用しても差し支えない。管理費の補助の対象になる管理費は、次のものをいう。 旅費、修繕費(管理事務所、入所者施設等)、管理費等、人件費以外の経費をいう。 寒冷地手当、事務用冬期採暖費、ボイラー技士給与、民間施設給与等改善費等をいい、施設ごとに1ヶ月の1人当たり単価が決定される。

大分類	小分類	解説
<福祉事業内訳収入つづき>		
委託事業費収入		入所者（身体障害者）の処遇に関する補助金であり、次のようなものがある。
	委託食料費収入	入所者の賄材料代の補助で施設ごとに月額で決定される。
	日常諸費収入	電灯、ガス、水道、燃料代の補助で施設ごとに月額で決定される。
	その他の事業費収入	正月の餅代の補助で期末一時金扶助費として、毎年12月に1回支払われる。また、冬期の暖房代の補助で、冬期加算額として地区別に決定され支払われる。
運営費補助金等収入		地方公共団体などが独自の名称を付けて行なう補助を行う関係上、種々多様な補助金がある。
	地方公共団体補助金収入	国の規定する補助金以外に地方公共団体、公的公益事業が独自に行なう補助金をいう。
	公的公益事業補助金収入	これには固定資産取得のための設備補助金は含まれず、経費補助金のみが含まれ、公的公益事業補助金における公的公益事業とは、中央競馬会、船舶振興会、自動車振興会、自転車振興会等をいう。
利用者負担金収入		入所者（身体障害者）、職員、その他で、措置費の対照にならない者が負担する食費代等の徴集代金をいう。